

広
報



大 里 用 水

令和 3 年 7 月 発 行

第 1 6 号

発行者 〒360-0045 熊谷市宮前町 2 丁目 44 番地

大里用水土地改良区

理事長 夏目亮一

TEL (048) 521-0433

FAX (048) 521-0441

Email: oosatoyousui@ksf.biglobe.ne.jp

U R L: http://oosatoyousui.jp

改良区の概要 (令和3年5月31日現在)

組合員数: 5,448人

地 積: 田 2,668ha・畑 75ha

施工前



施工後



土地改良施設維持管理適正化事業 玉井地区

[お も な 内 容]

- 理事長あいさつ
- 役員補欠選挙の結果
- 通常総代会議決内容
- 令和元年度財務状況の公表
- 令和2年度事業の実施状況
- 令和3年度歳入歳出予算
- 令和3年度事業の概要
- 令和3年度賦課金等
- お知らせ

理 事 長 あ い さ つ



夏 目 亮 一

組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素から当改良区の運営にあたり格別なるご理解とご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、昨年の作付け状況を振り返りますと、気温が平年よりも高かったことから小麦の収穫作業が早く進み、田植えの時期も早まりました。日照時間が短かったため不安がありましたが、梅雨明けからは高温多照により生育の遅れを取り戻しました。関東農政局発表の埼玉県の作況指数をみますと全国平均 99 に対し 102 の「やや良」でありましたが、7 月の長雨・寡照や梅雨明けの遅れにより、中干しが徹底できなかつた地域や 8 月上旬に高温に遭遇したところでは米の等級が平年よりも劣るという結果となりました。

今年の水利状況につきましては、二瀬ダムの堆積土砂撤去工事に伴い水位を低下させていたことや 4 月までの降水量が少ないことなどから水不足が心配されましたが、その後の降雨の影響により当改良区の水源である荒川上流 3 ダムの状況も現在のところ平年並の貯水量を保っております。このまま例年どおりの梅雨明けを迎え、実りのある年となることを願うばかりです。

今後も安定した取水確保のために、当改良区としても適正な維持管理に努めて参りますが、組合員の皆様方には節水や番水にご理解、ご協力のほどよろしく願いいたします。

また、新型コロナウイルスが猛威を振るう昨今、国からの要請により飲食店が営業の自粛、時短営業などを余儀なくされ、米の需要が急減する一方、生産量は十分に減らず「コメ余り」が懸念されるなど依然農業の現場は厳しい状況が続いております。ワクチン接種が進んでいるものの、感染拡大は未だに収束の兆しが見えずにいます。当改良区としては、引き続き感染予防を徹底して業務運営にあたっていきたいと考えております。

終わりに現在の当改良区の運営につきましては、役職員一丸となって土地改良区の発展のために努力して行く所存でございます。今後とも組合員皆様方の更なるご支援ご鞭撻をお願い申し上げご挨拶とさせていただきます。

役員補欠選挙の結果について

第 5 被選挙区（御正堰）の理事に欠員が生じたため、令和 3 年 3 月 18 日開催の通常総代会において執行された補欠選挙の結果、無投票で次の方が当選されました。

理事の職務は、定款の定めるところにより土地改良区を代表し業務を執行します。

任期：令和 3 年 3 月 18 日～令和 4 年 2 月 19 日

職 名	氏 名	被 選 挙 区	備 考
理 事	水 野 明	第 5 被選挙区（御正堰）	

通常総代会開催

第 15 回通常総代会は、新型コロナウイルス感染の拡大防止を図るため書面議決を活用し、令和 3 年 3 月 18 日大里用土地改良区事務所において規模を縮小し開催されました。議長には、松本史氏を選出して 9 議案が上程され、いずれも原案どおり可決されました。提案した 9 議案は次のとおりです。

通常総代会提出議案

- 第 1 号 令和元年度事業報告、一般会計及び特別会計収支決算並びに財産目録について
- 第 2 号 令和 2 年度土地改良事業の実施について
- 第 3 号 令和 2 年度一般会計及び特別会計収支補正予算について
- 第 4 号 令和 3 年度経費の賦課及び徴収方法等について
- 第 5 号 令和 3 年度事業計画について
- 第 6 号 令和 3 年度長期借入金について
- 第 7 号 令和 3 年度一般会計及び特別会計収支予算について
- 第 8 号 令和 3 年度歳計現金・積立金の預入先について
- 第 9 号 諸規程の一部改正について
役員補欠選挙について

通常総代会の様子



令和元年度財務状況の公表

● 令和元年度歳入歳出決算

一 般 会 計

単位 (円)

歳 入		歳 出	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
1 組 合 費	75,017,052	1 事 務 費	63,436,397
2 使 用 料	28,389,840	2 維 持 管 理 費	40,524,427
3 補 助 金	37,994,000	3 事 業 費	102,677,763
4 負 担 金	16,939,075	4 選 挙 費	0
5 交 付 金	26,499,200	5 負 担 金	6,554,513
6 雑 収 入	1,048,863	6 補 助 金	14,406,118
7 繰 入 金	91,538,379	7 過 年 度 支 出	472,429
8 繰 越 金	2,740,352	8 諸 支 出 金	1,020,417
		9 繰 出 金	5,618,000
		10 委 託 費	0
		11 予 備 費	0
合 計	280,166,761	合 計	234,710,064

歳入歳出差引残金 45,456,697 円 翌年度へ繰越

特 別 会 計

単位 (円)

項 目	歳入決算額	歳出決算額	翌年度繰越額
農地転用決済金積立金	480,648,188	24,013,694	456,634,494
財政調整積立金	394,845,715	67,524,685	327,321,030
役員総代退任功労金積立金	3,130,368	0	3,130,368
職員退職手当積立金	41,078,461	0	41,078,461
合 計	919,702,732	91,538,379	828,164,353

● 財 産 の 状 況

単位 (円)

資 産	1,028,805,516	流 動 資 産 等
負 債	828,164,353	農地転用決済金積立金等

● 賦 課 金 の 納 入 状 況

単位 (円)

科 目	予 算 額	調 定 額	納 入 額	未 納 額
経常賦課金	76,926,000	76,642,032	75,017,052	1,624,980

令和 2 年度 事業の実施状況

① 県費単独土地改良事業

単位 (円)

地 区 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費
東 別 府	揚 水 機 場	①水中モーターポンプ φ 200×7.5kw 1台 (上奈良) ②さく井工 φ 500×30m (東別府) ③水中モーターポンプ φ 150×15kw 1台 (村岡) ④水中モーターポンプ φ 150×15kw 1台 (代) ⑤水中モーターポンプ φ 150×22kw 1台 (下増田)	23,000,000
玉 井	用 水 路	U型水路 H500×B500 他 L=198.4m	9,000,000
村 岡	用 水 路	U型水路 H700×B700 L=253.3m	15,000,000
持 田	用 水 路	A型柵渠 H1500×B2500 他 L=40.6m	8,000,000

※ 県と市から補助金をうけて事業が行われました。

② 土地改良区単独事業

単位 (円)

地 区 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費
東 別 府	揚 水 機 場	東別府7号揚水機場 水中モーターポンプ 交換 1基 φ 150×15kw 揚水管, 制御盤等交換 1式 実施出来高設計業務委託 1式	385,000 (工事費3,465,000は 別府地区農地整備推進委員会負担)
川 本 明 戸	揚 水 機 場	明戸揚水機場 2・3号機 逆止弁交換 1式 (有物使用) 電磁弁交換 1式	1,837,000 (市補助金及び熊谷西部用 水維持管理組合負担金有)

③ 土地改良施設維持管理適正化事業

単位 (円)

施 設 名	地 区 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費
明戸揚水機場 (2・3号機)	川本明戸	揚 水 機 場	横軸両吸込渦巻ポンプ・モーター整備補修 φ 250×37Kw 2台	5,005,000
奈良第3揚水機場	奈良新田	揚 水 機 場	横軸両吸込渦巻ポンプ・モーター整備補修 φ 250×30Kw 2台 補機類等の更新 1式	7,150,000
奈良第2揚水機場	上中条	揚 水 機 場	横軸両吸込渦巻ポンプ・モーター整備補修 φ 300×45Kw 1台	5,500,000
余計堀第1ゲート	玉 井	樋 水 門	自動転倒手動巻上ゲート整備補修 H1200×W1400 (SUS) 2門	14,817,000

※ 国と県から補助金をうけて事業が行われました。

④ 災害復旧事業

単位 (円)

地 区 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費
菅沼調整池 (深谷市)	水 路	コンクリートブロック積護岸 H3.2m×L=20m	9,878,000

※ 国と市から補助金をうけて事業が行われました。

令和 2 年度県費単独土地改良事業

村岡地区

改修前

改修後

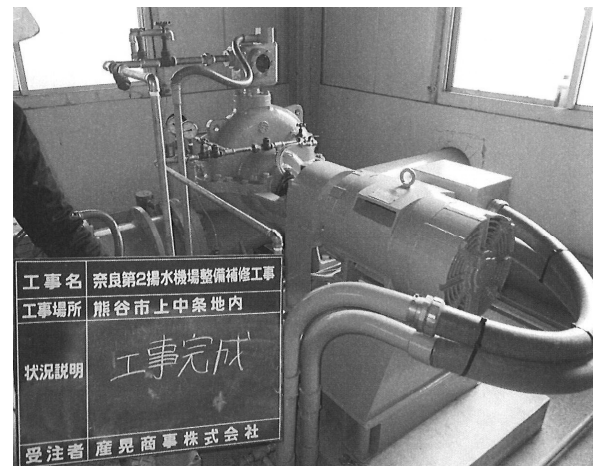


令和 2 年度土地改良施設維持管理適正化事業

上中条地区

改修前

改修後



令和 3 年度 歳入歳出 予算

一 般 会 計

単位 (円)

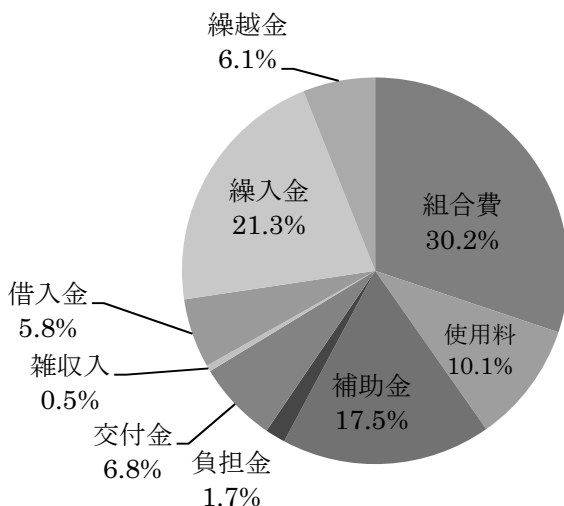
歳 入		歳 出	
科 目	予 算 額	科 目	予 算 額
1 組 合 費	76,370,000	1 事 務 費	62,212,000
2 使 用 料	25,611,000	2 維 持 管 理 費	50,000,000
3 補 助 金	44,407,000	3 事 業 費	96,670,000
4 負 担 金	4,290,000	4 選 挙 費	165,000
5 交 付 金	17,249,000	5 負 担 金	16,568,000
6 雑 収 入	1,301,000	6 補 助 金	15,000,000
7 借 入 金	14,700,000	7 過 年 度 支 出	800,000
8 繰 入 金	53,990,000	8 諸 支 出 金	3,240,000
9 繰 越 金	15,321,000	9 償 還 金	669,000
		10 操 出 金	4,733,000
		11 委 託 費	1,000
		12 予 備 費	3,181,000
合 計	253,239,000	合 計	253,239,000

特 別 会 計

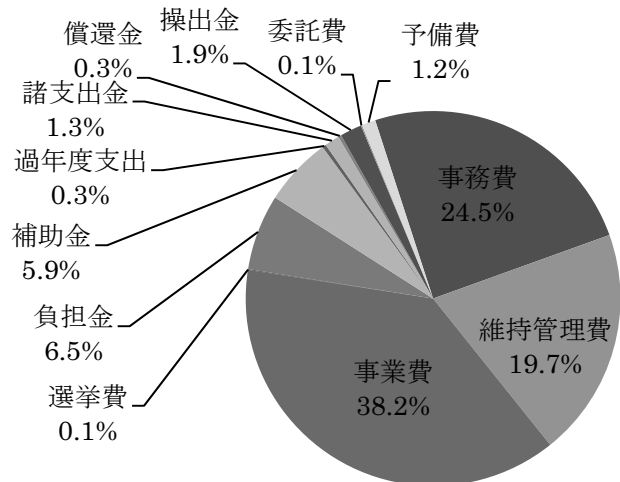
単位 (円)

項 目	予 算 額
農地転用決済金積立金	451,403,000
財政調整積立金	324,311,000
役員総代退任功労金積立金	3,400,000
職員退職手当積立金	48,287,000
合 計	827,401,000

一 般 会 計 収 入 割 合



一 般 会 計 支 出 割 合



令 和 3 年 度 事 業 の 概 要

令和 3 年度は、次の事業を実施する予定です。

① 県費単独土地改良事業

地 区 名	工 種	事 業 内 容	備 考
村 岡	用 水 路	U型水路 H700×B700 L=335m	
持 田	用 水 路	A型柵渠 H1500×B2500 L=100m	
新 堀 新 田	パイプライン	制水弁等 φ100～φ250 N=20箇所	一部早期着手済
菅 沼	揚 水 機 場	水中モーターポンプ φ150×19kw 1台	早期着手済

※ 県と市から補助金をうけて事業が行われます。

② 土地改良区単独事業

地 区 名	工 種	事 業 内 容	備 考
下 増 田	揚 水 機 場	下増田 6 号揚水機場 水中モーターポンプ交換 1基 φ200×22kw 揚水管, 制御盤等交換 1式 実施出来高設計業務委託 1式	工事費の一部は別府地区農地 整備推進委員会負担
西 別 府	揚 水 機 場	西別府 11 号揚水機場 真空ポンプ交換等 1台 φ20×0.75kw 制御盤部品交換 1式	制御盤部品交換は別府地域農 地水環境保全管理協定運営委 員会負担

③ 土地改良施設維持管理適正化事業

施 設 名	地 区 名	工 種	事 業 内 容	備 考
揚 水 機 場 (下 増 田 1)	下 増 田	揚水機場	水中ポンプモーター整備補修 φ150×22kw 1台 井戸内清掃及び揚水管, 制御盤等の交換 1式	第43期生 平成31年度加入
尺角自動調整堰 (前谷落排水路排水調整施設)	下 忍	樋 水 門	ワイヤーロープ電動巻上式自動起伏ゲート整備補修 H1000×W2000 1門 巻上機及び制御盤交換 1式	第41期生 平成29年度加入

※ 国と県、市から補助金をうけて事業が行われます。

令 和 3 年 度 賦 課 金 等

1 賦課金

地 区 名		107-㎡当たり単価 (円)	備 考
第 1 区	奈良堰	全 区 域	2,700
		畑地灌漑	1,000
	玉井堰	全 区 域	2,700
第 2 区	大麻生堰	全 区 域	2,700
		成田堰	全 区 域
	荒川左岸	用排水区域	3,590
		用排水区域(旧県営荒中事業受益外)	3,040
		用水区域	2,700
		畑排水区域	2,930
	畑排水区域(旧県営荒中事業受益外)	2,380	
第 3 区	御正堰	全 区 域	2,700
	吉見堰	全 区 域	2,700

- ① 賦課金は本年度 4 月 1 日を基準に賦課されます。
- ② 徴収期限 8 月 31 日
※徴収期限を過ぎますと、**年利 14.6%の延滞金**が加算されます。
- ③ 徴収方法
当改良区が指定する関係金融機関との委託契約に基づき徴収する。

2 農地転用決済金

農 地 転 用 の 理 由	単 価
専用住宅の建設・公共用地等の目的により田を転用、田から畑に地目変更する場合	1 ㎡につき 125 円

3 水路等管理施設使用料 (抜粋)

種 別	単 位	使用料 (税抜き)	備 考
汚水等の放流	家庭雑排水	1 世帯・一時金	90,000 円
	し尿浄化槽	合併	15,000 円
		単独	30,000 円
工作物設置	橋 梁	1 ㎡・一時金	15,000 円
諸管理設	外径 10 cm 以下	1 m・一時金	10,000 円

4 事務手数料

承認書・意見書・証明書等の手数料 1 件につき 2,000 円 (税抜き)

水路等管理施設使用料及び事務手数料については、使用料・手数料に消費税率を乗じた額が加算されます。

お 知 ら せ

役員・総代の任期満了に伴う改選があります。

(1) 総代選挙について

現在の総代任期が令和 4 年 1 月 24 日で満了します。

総代の職務は、組合員の皆さんの代表として総代会を組織し、予算の議決、決算の承認、定款の変更、規約の改正、土地改良事業計画の設定、役員を選任等の重要事項を議決します。

総代選挙は、土地改良法の改正に伴い、当改良区の総代選挙規程に基づき行うこととなります。詳細につきましては、決まりしだい関係 4 市及び当改良区掲示板へ公告してお知らせします。

なお、選挙区ごとの定数は次のとおりです。

◎総代の定数

選 挙 区	総 代 数
第 1 選 挙 区	(奈 良 堰) 1 3 人
	(玉 井 堰) 1 2 人
第 2 選 挙 区	(大 麻 生 堰) 5 人
	(成 田 堰) 2 人
	(荒 川 左 岸) 1 0 人
第 3 選 挙 区	(御 正 堰) 8 人
	(吉 見 堰) 1 0 人
合 計	6 0 人

(1) 役員選挙について

現在の役員任期が令和 4 年 2 月 19 日で満了します。

役員の職務は、定款の定めるところにより土地改良区を代表し業務を執行します。

役員選挙は、当改良区の役員選挙規程に基づき選挙が行われます。詳細につきましては、決まりしだい関係 4 市及び当改良区掲示板へ公告してお知らせします。

なお、選挙区ごとの定数は次のとおりです。

◎役員の数

被 選 挙 区	理 事	監 事
第 1 被選挙区 (奈 良 堰)	1 人	4 人 (うち員外監事 1 人)
第 2 被選挙区 (玉 井 堰)	1 人	
第 3 被選挙区 (大 麻 生 堰)	1 人	
第 4 被選挙区 (成 田 堰)	1 人	
第 5 被選挙区 (御 正 堰)	1 人	
第 6 被選挙区 (吉 見 堰)	1 人	
第 7 被選挙区 (荒 川 左 岸)	1 人	
合 計	7 人	

賦 課 金 に つ い て

土地改良区賦課金は、毎年 4 月 1 日を基準に賦課されます。土地改良法に基づく当改良区の定款の定めるところにより、当改良区区域のかんがい施設等及び水路の維持管理費用に充てる目的として賦課しています。休耕、転作等を実施している土地についても、通常どおり賦課されます。

口座振替をご利用下さい

賦課金の納入は便利な口座振替をご利用下さい。なお、詳細については下記のとおりとなっています。

(1) 取扱金融機関

くまがや農業協同組合・ふかや農業協同組合・ほくさい農業協同組合・さいたま農業協同組合

(2) 申し込み方法

貯金口座振替依頼書に必要事項を記入、押印（**届出印**）し、本人が金融機関で口座の確認（照合）の上、当改良区まで提出してください。なお、預金口座振替依頼書は、当改良区事務所にあります。

(3) その他

一度契約しますと自動更新となりますが、組合員や口座の変更が必要な場合は、再度申請が必要になりますのでよろしくお願いします。

ご 注 意 下 さ い ！

◆口座振替をご利用の方は、**納入期限前に指定口座の残高を確認して下さい。**

◆口座振替による賦課金の納入については、事務費節減のため**領収書の発行はしておりません。**通帳記入をもって納入証明となりますので、引落日以降に必ず通帳記入をお願いします。ただし、領収書が必要な方は、ご連絡いただければ発行します。

◆**用水路使用料については口座振替を行っておりません。**送付された納入通知書により、指定金融機関の窓口にて納入下さるようお願いいたします。

組合員資格の交替があったとき

土地の所有権や耕作権の移動があったときや、相続等によって組合員資格の交替があったときは、資格を喪失した方と取得した方が連名で届出るよう土地改良法で定められています。届出には当改良区の**組合員資格得喪通知書**を使用してください。なお、この届出がない場合、**賦課金は移動前の土地所有者や耕作者に賦課されます**ので、注意して下さい。

※農業委員会等へ届け出をされても土地改良区へ届け出がない場合は変更できません。

農地を転用するとき

市街化区域以外の農地を転用する場合は、農地転用等の通知と地区除外申請をして下さい。内容を審査した上で、意見書を発行します。その際には、農地転用決済金を納入していただきます。市街化区域の農地転用には、改良区が発行していた受理証明書の添付が不要となりましたが、農地転用決済金を納入していただくのは、従来どおりです。

また、田から畑に地目を変更する場合も、農地転用決済金の納入が必要です。

公共事業（道路・河川等）の用地として転用される農地についても転用決済金の納入が義務づけられていますので、用地買収が行われる際は、事業主体（買収者）と十分な話し合いをしてから手続き下さいようお願いいたします。

農地転用決済金は、過去の水路改修工事や補修等に要した費用及び土地改良施設の維持管理費用相当額で、転用した後に残された水田・組合員に対して、過重な負担がかからないように土地改良法第 42 条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められています。

取水量の増加と水路のゴミについて

農繁期を迎えますと取水量も増加します。特に幹線水路等ではかなりの水量が流れていますので、ゲート操作時などは十分に気をつけていただくとともに、子供達が水路の付近で遊んでいる場合には、水路に近づかないように一言声をかけていただき、事故の未然防止にご協力をお願いします。

また、水路に草刈りをした後の草やゴミなどは流さないで下さい。ゴミが下流のスクリーン等に引っ掛かることが原因で、通水に支障をきたし下流に水が行かない場合がありますし、大雨などで河川が増水した場合、それが堰となり水路が氾濫する恐れもあり非常に危険です。当改良区としても除塵機を設置し、役職員によりスクリーンや分水ゲート等のゴミの除去を行っていますが、ゴミの処分には多額の費用もかかりますので、皆さんにもご協力をお願いします。

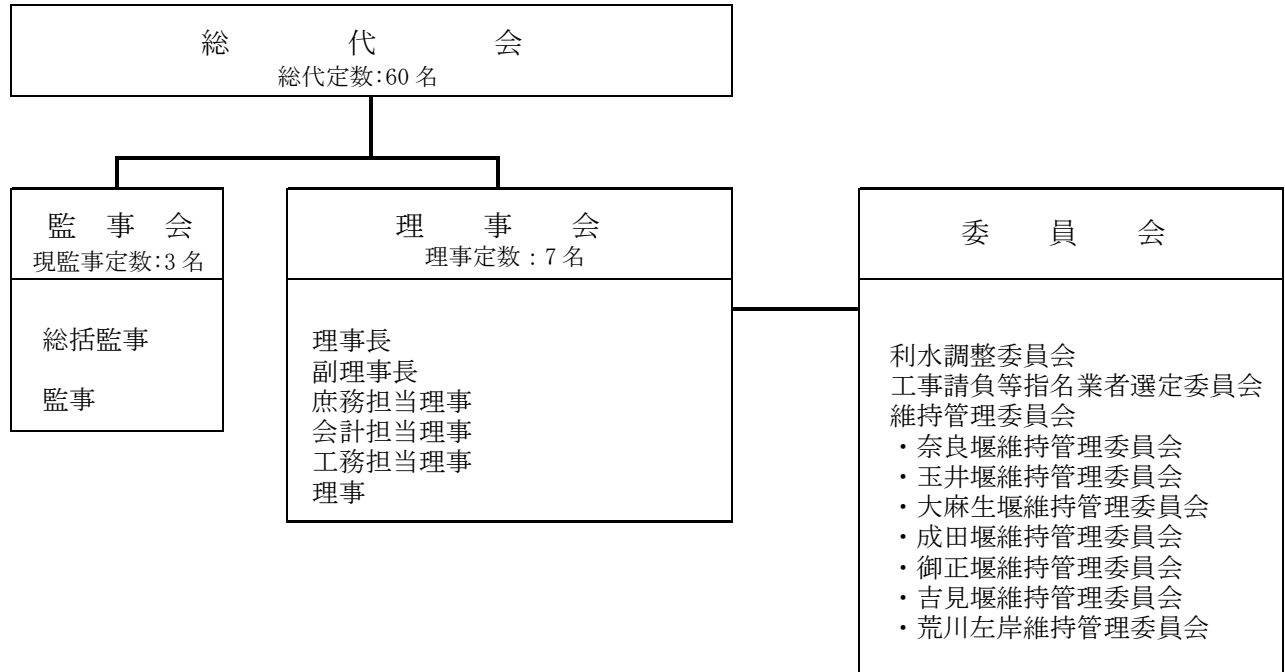
生活排水等を用水路に流すとき

用水路へ生活排水の放流等を行う場合は、当改良区に申請し、承認を受ける必要があります。用水路は農作物を育成するための施設ですが、下水道が未整備のため、止むを得ず承認をしているのが現状です。その際、使用料を納めていただき、用水路の清掃や改修費用の一部にあて、通水の安定と地域環境の向上に役立っています。

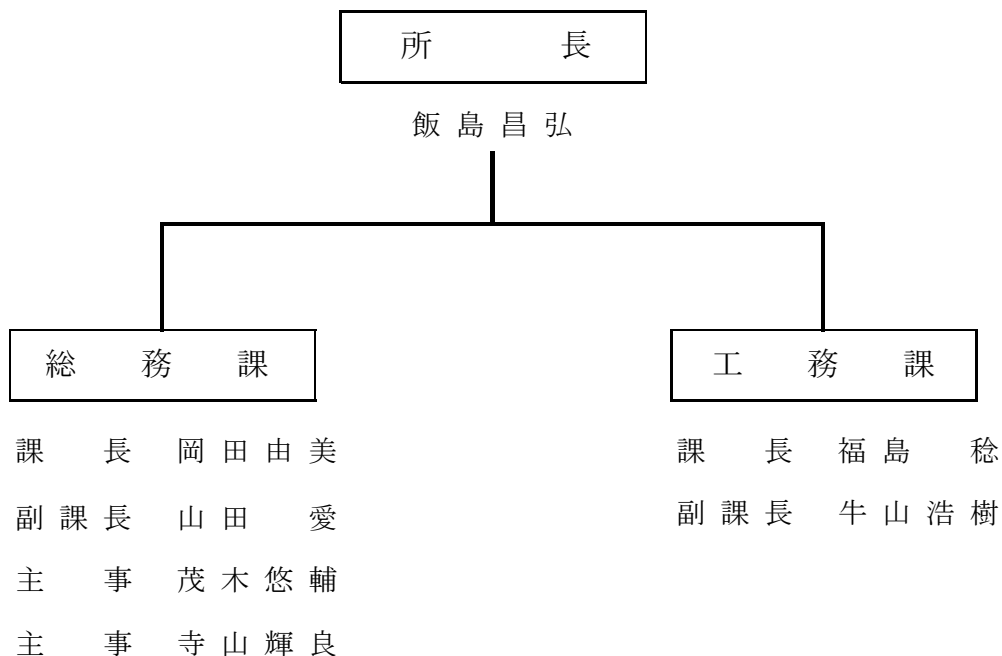
各申請書は、当改良区事務所に用意してあります。また、ホームページよりダウンロードすることもできます。ご不明な点がございましたら大里用水土地改良区までご連絡下さい。

TEL : 048-521-0433 ホームページ URL : <http://oosatoyousui.jp>

土地改良区組織



事務局



農業用水の取水について

組合員さんの皆さんが使用する農業用水は、荒川の水を六堰頭首工から取水し、各地区の水田に供給しています。取水量の管理については、河川法の許可に基づき毎年取水計画を立てて適正に管理していますが、六堰頭首工から取水できる量は期間によって決められていますので、水の有効利用にご協力をお願いします。

- ◆ 代掻きや田植えに伴う本格的な用水量の増加は、**毎年6月16日**からとなっていますのでご協力をお願いいたします。

◎ 取 水 量 表

期 間	5月11日から 6月15日まで	6月16日から 6月25日まで	6月26日から 9月25日まで	9月26日から 5月10日まで
最大取水量	4.591m ³ /s	16.875m ³ /s	13.297m ³ /s	1.552m ³ /s
年間総取水量	129,357千m ³			

- ※ 最大取水量は、その期間内に六堰頭首工から最大に取水できる量です。
年間総取水量は、六堰頭首工より1年間に取水できる総量です。
取水量については、山王用水土地改良区の取水量も含まれています。

